



営業倉庫の拡大

お預かりする物品の体積や容積、更に形状等に影響されることなく、より快適な空間による安全性の確保とスムーズかつ確実なオペレーション等を図るため、倉庫施設の基準をクリアした設備構築を行ったうえで、変更登録申請書を提出し、中国運輸局長より変更登録通知書を受領した。

中国交環第2号

変更登録通知書

広島県東広島市志和流通1-29

中国通信資材株式会社

代表取締役社長 高塚 俊雄 殿

令和7年1月22日付で申請のあった野積倉庫（志和物流センタ その他（土地）、及び志和物流センタ その他（土地）Ⅱ）に係る変更登録申請については、倉庫業法第7条第1項の規定により、変更登録したので通知する。

令和7年4月3日

中国運輸局長

金子 修久

